

きょうと食いく先生等派遣事業実施要領

令和3年5月19日 3農政第123号
令和5年4月19日 5農政第92号

(趣旨)

第1 知事は、きょうと食いく先生等派遣事業において、京都府内の学校、保育所、地域等へきょうと食いく先生等を派遣することで、農作業や調理等の体験を重視した食育（体験型食育）を支援し、多様な主体による食育を推進することを目的に、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「学校」
- (2) きょうと食いく先生 きょうと食いく先生認定要領（令和3年1月4日付け3農政第1号農政課長通知）に定める「きょうと食いく先生」の認定を受けた者
- (3) 講師 きょうと食いく先生等であって、事業主体の依頼に基づいて、事業主体と連携して体験型食育の授業等を行う者
- (4) 補助講師 講師の必要に応じて講師の活動を補助する者であって、知事が適当と認める者

(事業の区分)

第3 本事業の区分は次のとおりとし、事業主体、事業内容、補助対象経費、補助上限額等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

- (1) きょうと食いく先生派遣事業
- (2) エディブルスクールヤード事業
- (3) 食育KIDS応援事業
- (4) 地域の食育めばえ事業

(事業実施の手順)

第4 事業主体は、次の手順により事業を実施するものとする。

- (1) 事業主体は、きょうと食いく先生等派遣事前調整書（様式1）を作成し、事業実施日の45日前までに知事に提出する。ただし、事業主体が派遣を希望する講師に直接連絡できる場合は提出を省略できることとする。
- (2) 事業主体は、きょうと食いく先生等派遣事業申請書（様式2）を作成し、事業実施日の30日前までに知事に提出する。知事は、申請の内容を審査の上、採択の可否を決定する。
- (3) 事業主体は、事業実施後1週間以内に、きょうと食いく先生等派遣事業報告書（様式3）を知事に提出する。知事は報告書の内容を精査の上、講師及び補助講師に対して、補助対象経費を支払う。

(対象外となる場合)

第5 事業主体の取り組む食育活動が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の対象外とする。

- (1) 営利目的である場合
- (2) 事業主体が参加者から料金を徴収する場合（材料費等、実費徴収のみ行う場合を除く。）
- (3) 特定の政治上の主義等に関連する場合

- (4) 事業効果に持続性及び発展性のいずれもが欠けると認められる場合
 - (5) 講師及び補助講師が、国、京都府、市町村、事業主体等から重複して報償費及び旅費に相当する経費の助成を受ける場合
 - (6) 知事が前号に関連して、講師及び補助講師が重複して助成を受けていないことを証明する書類等の提出を事業主体に求めたときに、これを拒んだ場合
 - (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、不適當であると認められる場合
- 2 事業主体が、次の各号に該当する場合は、この事業の補助対象外とする。
- (1) 役員等（食育団体（食育に取り組もうとする団体）の役員又は本支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、事業を実施することが不適當であると認められる団体であるとき。

（情報提供等）

第6 本事業に係る情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) きょうと食いく先生の専門分野等の情報提供については、きょうと食いく先生の申請内容に基づき、京都府のホームページに掲載すること等により行う。
- (2) 知事は、必要に応じて学校における事業実施状況等を、京都府教育庁及び京都市教育委員会と共有する。

（対象期間）

第7 本事業の対象期間は、5月上旬から翌年の3月上旬までとするが、具体的な期間については、知事が毎年、別に定める。

（安全対策等）

第8 本事業の実施に際しての事故・負傷等の責任は事業主体が負うものとする。

- 2 事業主体は、必要な安全上の対策を事前に講じるとともに、保険の加入等により万一の場合に備えること。

（書類の提出）

第9 この要領に基づき提出する書類は、事業主体が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内に所在する場合にあっては知事に、その他の場合にあっては事業主体の所在する市町村の区域を所管する京都府広域振興局の長に提出するものとする。

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月19日から施行する。

別表1

事業区分	事業主体	事業内容	補助対象となる講師	一度に派遣できる講師の人数※1
(1) きょうと食いく先生派遣 事業	京都府内の学校 (幼稚園を除く。)	児童・生徒を対象とした、農林漁業、地域の食文化及び栄養バランスに配慮した食生活等に関する体験、講話等	きょうと食いく先生(以下「食いく先生」という。)	受講人数が30人未満の場合1人、30人の場合は2人、30人を超える場合は受講者が15人増えるごとに1人を加算した人数
(2) エディブルスクールヤード事業		児童・生徒を対象とした、農作業体験	食いく先生又は農作業体験を指導する農業者	
(3) 食育KIDS応援事業	京都府内の幼稚園、保育所等	幼児を対象とした、農林漁業、地域の食文化及び栄養バランスに配慮した食生活等に関する体験、講話等	事業主体の構成員や職員以外の者であって、特に知事が適当と認める者	知事が必要と認める人数
(4) 地域の食育めばえ事業	京都府内の食育に取り組もうとする団体	地域住民を対象とした、農林漁業、地域の食文化及び栄養バランスに配慮した食生活等に関する体験、講話等		事業区分(1)、(2)と同じ

※1 障害のある児童等に対して授業等を行う場合は、上記の規定に関わらず、知事が必要と認める人数の講師を派遣することができる。

別表2(各事業分共通)

項目	内容	備考
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 講師の派遣に係る報償費及び旅費 補助講師の派遣に係る旅費 	事業に付随する経費(事前打ち合わせに係る経費、材料費等)は補助対象としない。また、補助講師に係る報償費は補助対象としない。
報償費の算定	報償費の算定については、1時間当たり6,000円とする。	—
旅費の算定	旅費の算定については、旅費条例の規定を準用する。ただし、派遣する講師の出発地と目的地が同一の市町村である場合は支給しない。	補助講師の旅費については、左記ただし書きの規定に関わらず、補助対象とする。
補助上限額※2	報償費の補助上限額は、1講師・1クラス・1年度当たり18,000円とする。複数の講師を要する場合の補助上限額は、1クラス・1年度当たり60,000円とする。	1クラスとは、一度に受講する児童・生徒等の単位を指す。(例えば、3年1組と3年2組が一度に授業を受ける場合は、これを1クラスとする。)ただし、事業区分(3)については1施設を1クラスとみなし、事業区分(4)については1団体を1クラスとみなす。

※2 別表1において、※1の規定を適用する場合は、補助上限額は1クラス・1年度当たり120,000円とする。